

# 令和5年度蒲郡市データ利活用推進支援業務委託仕様書

## 1 業務名

令和5年度蒲郡市データ利活用推進支援業務

## 2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

## 3 履行場所

蒲郡市役所

## 4 業務の目的と概要

蒲郡市(以下「本市」という。)では、オープンデータの拡充による行政の透明性の確保及びまちづくりの担い手の増加とEBPMの推進による公正公平かつ効果的な政策立案を行い住民サービスを向上させるため、データ利活用プラットフォームの導入を行う。

本業務では、データ利活用プラットフォームの導入及びその後の利活用に向けた支援並びに継続利用に向けた運用保守を行う。

なお、本事業はデジタル田園都市国家構想交付金を活用する。交付金申請にかかる実施計画書を確認し、本市の目標を理解したうえで業務を遂行すること。

(参考資料)

デジタル田園都市国家構想デジタル実装タイプ( TYPE1 )実施計画書

## 5 業務内容

### (1) データ利活用プラットフォームの構築・導入

「6 プラットフォームの機能に関する要件」を満たすデータ利活用プラットフォームを構築すること。データ利活用プラットフォームを構築には、以下の作業を含む。

ア サーバ等必要な機器の調達・設定

イ 分析用ダッシュボードの構築

最低6テーマのダッシュボードを提案者にて構築すること。ただし、導入後の継続的な活用のために職員によるダッシュボード構築を支援する方法によることも可とする。

ウ データクレンジングフローの構築

(ア) データ利活用プラットフォームへデータを搭載する際に必要なデータクレ

レンジングやファイル形式変換等を行うこと。また、今後の定期的なデータ更新を見据えたデータクレンジング・変換フローを構築すること。なお、データの抽出及びクレンジングにあたり、抽出元システムベンダとの協議等が必要となる場合は出席すること。

- (イ) 搭載するデータは提案をもとに本市と協議のうえ決定する。
- (ウ) その他、データ更新に必要な作業にかかる職員負担を軽減するための仕組みを構築すること。

#### エ データ利活用プラットフォームライセンスの調達

##### (ア) ライセンス数

最低20ライセンスとする。ライセンス形態が複数ある場合は、本市に適した形態毎のライセンス数を提案すること。

##### (イ) 利用可能期間

協議にて決定した日から令和6年3月31日(日)まで

#### (2) 研修の実施

ア 職員向け操作説明会を実施すること。規模及び回数については、提案をもとに本市と協議のうえ決定する。

イ データ利活用を推進するための人材育成を目的とし、実際のデータ利活用プラットフォームを用いた研修を実施すること。規模及び回数については、提案をもとに本市と協議のうえ決定する。

#### (3) 運用保守

ア データ利活用プラットフォームの安定運用のため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。

イ メンテナンス等を理由に計画停止を行う場合は、遅くとも計画停止の7日前までに本市へ連絡するものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではない。

ウ 障害を検知した場合は速やかに本市に報告し、早期復旧に必要な対策を講じること。

エ 職員からの問い合わせに対しては以下の通りとすること。

(ア) 問い合わせ窓口を一本化すること。

(イ) 受付方法はメール及び電話とする。

(ウ) 受付・対応時間は平日の8:30~17:15とすること。

オ その他安定運用のために必要な保守作業を実施すること。

## 6 データ利活用プラットフォームの機能要件

別添「機能要件一覧表」のとおり

## 7 成果物

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 業務報告書         | 1部 |
| ア プロジェクト実施報告書     |    |
| イ システム設計書         |    |
| ウ システム利用者用保守マニュアル |    |
| エ システム管理者用運用マニュアル |    |
| (2) 上記電子データ       | 1式 |

## 8 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、プロジェクト全体を総括する責任者を配置し、実施体制図を提出すること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、従前の担当者と同様以上の技術を有することを示す資料を提示し、事前に承認を得ること。
- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行をなし得る知識と経験を有すること。
- (3) 受託者は、本業務又は本業務に関連する事項について、本市から依頼又は問い合わせのあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。

## 9 本業務における留意事項

- (1) 受託者は、仕様書並びに関係法令等を遵守し、本市の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 委託者及び受託者は、本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために機密保持契約など必要な措置をとるものとする。
- (3) 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び蒲郡市情報セキュリティポリシー(平成19年5月7日施行)に準拠すること。
- (4) 本業務における成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。ただし、受託者は、業務委託契約及び本仕様書の規定に拘わらず、かかる成果物を自らの事業に利用することができるものとする。当該利用には、成果物の第三者への開示を含むものとするが、当該開示は、業務委託契約、本仕様書に定める秘密保持義務に反しない範囲での開示に限るものとする。
- (5) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承諾を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。